

令和元年度

第2回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和元年5月16日

湯沢市農業委員会

第2回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和元年5月16日(木) 午前9時00分

場所 湯沢市役所会議室41

開会 午前9時03分

閉会 午前9時52分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	麻生 良子	12番	川崎 秀悦
2番	宮原 正明	13番	加藤 エリ子
4番	沓澤 弥	14番	高橋 忠雄
5番	伊藤 秀郎	15番	佐藤 栄子
6番	高橋 廣尚	16番	瀬川 等
9番	高橋 敬悦	17番	水戸 義昭
10番	高橋 伸太郎	18番	小嶋 幸吉 (会長職務代理者)
11番	姉崎 与志弘	19番	半田 好廣 (会長)

2) 欠席した委員

3番	高橋 郁夫	7番	能登 公平
8番	藤谷 清志		

3) 遅刻した委員

なし

19名中16名出席
(午前9時03分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	高橋 里治
班 長	佐藤 雅仁
主 査	高橋 一寿

5) 会議の提出案件

1. 会務報告

2. 報 告

- ・報告第2号 第1回農地対策専門委員会の報告
- ・農地法に基づく届出等の報告
 - (1) 賃貸借契約合意解約
 - (2) 使用貸借契約合意解約

3. 議 案

- 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地
利用集積計画の決定について
- 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地
利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)
- 議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による
農用地利用配分計画の案の決定について
- 議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について

<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">議 事</p> <p>開会宣言 午前9時03分 委員総数19名中ただいまの出席委員は16名であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。</p> <p>欠席届を提出されている委員の方は、3番 高橋 郁夫 委員、7番 能登 公平 委員、8番 藤谷 清志 委員です。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、13番 加藤 エリ子 委員、14番 高橋 忠雄 委員の両名を指名いたします。</p> <p>次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、本日一日限りと決定いたします。</p> <p>本日の議題は、会務報告のほか報告3件、議案5件であります。</p> <p>議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に、挙手による採決を行います。また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますのでご協力をお願い致します。</p> <p>なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願い致します。</p> <p>それでは、会務報告の説明をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(高橋事務局長、挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>高橋事務局長。</p> <p style="text-align: center;">(会務報告、朗読説明)</p>

議 長	<p>会務報告の内容についてご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。次に、報告2号 第1回農地対策専門委員会の報告をお願いします。</p> <p>(10番 高橋 伸太郎 委員、挙手)</p>
議 長	<p>10番 高橋 伸太郎 委員。</p> <p>(第1回農地対策専門委員会報告。)</p>
議 長	<p>報告第2号 第1回農地対策専門委員会報告について、ご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。次に、農地法に基づく届出等の報告をお願いします。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
議 長 佐藤班長	<p>佐藤班長。</p> <p>(届出等報告、朗読説明)</p> <p>今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。</p> <p>議案書2ページと3ページをご覧ください。1賃貸借契約合意解約は17件、面積72,829㎡であります。解約理由は、整理番号1号は借人が体調不良のため、整理番号2号と6号は第三者に所有権移転するため、整理番号3号、8号、10号は第三者へ利用権設定するため、整理番号4号は第三者へ貸借するため、整理番号5号は契約内容を変更するため、整理番号7号と11号から16号までは借人の都合によるため、整理番号17</p>

	<p>号は貸人の都合によるための解約となっております。</p> <p>次に、2使用貸借契約合意解約は2件、面積21,851㎡であります。解約理由は、整理番号1号は第三者へ利用権設定するため、整理番号2号は借人の都合によるためとなっております。報告は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>只今の報告内容について、ご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、ご了承願います。次に議事に入らせていただきます。</p> <p>議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。案件を事務局より説明をお願いします。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
<p>議長</p> <p>佐藤班長</p>	<p>佐藤班長。</p> <p>(議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」、朗読説明)</p> <p>議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和元年5月16日提出。</p> <p>議案書5ページをご覧ください。使用貸借権設定は1件、面積25,156㎡であります。申請事由は農業者年金の経営以上となっております。</p> <p>議案書6ページをご覧ください。貸借権設定は2件、面積6,057㎡であります。申請事由は申請番号1号は経営拡張、申請番号2号は契約の変更によるとなっております。賃料については総会資料記載のとおりとなっております。</p> <p>次に7ページと8ページをご覧ください。所有権移転は5件、面積3,859㎡であります。申請事由は申請番号1号は贈与、申請番号2号から5号は経営拡張で売買価格は総会資料記載のとおりであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>質疑をおこないます。何かご質問ありませんか。</p>

1 2 番	3 条所有権移転、整理番号第 2 号の譲受人である法人の説明をして欲しい。
高橋主幹	資料の準備がなく、詳しく説明は出来ませんが、法人設立から 5 年は経過しております。今回の申請は、下限面積が 50 a から 10 a となったことを受けて申請に至ったものです。
議 長	<p>ほかにご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第 5 号「農地法 3 条の規定による許可申請について」を申請のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第 6 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。案件を、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
議 長	<p>佐藤班長。</p> <p>(議案第 6 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、朗読説明)</p>
佐藤班長	<p>議案第 6 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により計画の可否について決定を要す。令和元年 5 月 16 日提出。説明は以上です。</p>
議 長	ここで、議案書 10 ページの利用権設定整理番号 22 号は 11 番 姉崎 与

	<p>志弘 委員、10 ページと 11 ページの整理番号 23 号から 27 号は 14 番 高橋 忠雄 委員に関する案件となっております。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願い致します。関連議案終了後に入室・着席していただきます。それでは利用権設定整理番号 22 号を審議しますので、11 番 姉崎 与志弘 委員の退席をお願い致します。</p> <p>(11 番 姉崎 与志弘 委員、退席) (午前 9 時 20 分)</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願い致します。</p>
議 長	<p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長。</p>
佐藤班長	<p>(農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画利用権設定整理番号 22 号について、朗読説明)</p> <p>利用権設定整理番号 22 号は、地目が田、面積 314 m²、賃貸借権の新規設定であります。賃料については総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>質疑をおこないます。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。利用権設定整理番号 22 号を計画のとおり決定することと致します。退席者の着席をお願い致します。</p>

	(11 番 姉崎 与志弘 委員、着席) (午前9時21分)
議長	次に、利用権設定整理番号 24 号から 27 号について審議しますので、 14 番 高橋 忠雄 委員の退席をお願い致します。
	(14 番 高橋 忠雄 委員、退席) (午前9時22分)
議長	事務局より説明をお願い致します。
	(佐藤班長、挙手)
議長	佐藤班長。
	(農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画利用権設定整理番号 24 号から 27 号について、朗読説明)
佐藤班長	利用権設定整理番号 24 号から 27 号は、地目が田、面積 9,960 m ² 、賃貸借権の新規設定であります。賃料については総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議長	質疑をおこないます。何かご質問ありませんか。
	(質問なしの声あり)
議長	それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員挙手。利用権設定整理番号 24 号から 27 号を計画のとおり決定することと致します。退席者の着席をお願い致します。
	(14 番 高橋 忠雄 委員、着席) (午前9時23分)

議 長	次に、議案第 6 号議事参与制限以外の利用権設定について事務局より説明をお願い致します。
議 長	(佐藤班長、挙手) 佐藤班長。
佐藤班長	(議案第 6 号議事参与制限以外の利用権設定について、朗読説明) 議案書 11 ページから 16 ページをご覧ください。議事参与制限以外の利用権設定は、賃貸借権が 18 件、面積は 71,146 m ² であります。新規の設定が 15 件、再設定は 3 件であります。賃料については総会資料記載のとおりであります。使用貸借権設定は 3 件、面積は 5,410 m ² で、新規の設定であります。すべての集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	質疑をおこないます。何かご質問ありませんか。
1 7 番	整理番号 15 から 18 の法人について説明願いたい。
高橋主幹	今年 2 月に設立した法人で、おもに下院内で活動している、構成員 5 名の法人であります。
1 2 番	地元委員として補足させていただきます。もとは、任意の生産組合であり、施設の維持や機械の更新を考慮し、2～3 年前から法人化に向けての話し合いを行い、今年、法人を設立したものです。
議 長	ほかにご質問はありませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)

議 長	<p>全員挙手。議案第 6 号農業経営基盤強化促進法の議事参与制限以外の利用権設について、計画のとおり決定することと致します。続きまして、所有権移転を審議します。事務局より説明をお願い致します。</p>
議 長	<p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長。</p>
佐藤班長	<p>(議案第 6 号農業経営基盤強化促進法の所有権移転について、朗読説明)</p> <p>議案書 17 ページをご覧ください。所有権移転は 3 件、面積は 1,946 m² であります。申請事由はともに経営拡張であります。売買価格については、総会資料記載のとおりであります。すべての集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>質疑を行います。何かご質問ございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第 6 号農業経営基盤強化促進法の所有権移転について、計画のとおり決定することと致します。</p> <p>次に、議案第 7 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）」、議案第 8 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」を議題としますが、説明は両議案一括説明とさせていただきます、採決は別々とさせていただきます。案件を、事務局より説明をお願いします。</p>

議 長	<p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長</p>
佐藤班長	<p>(議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)」、議案第8号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」、朗読説明)</p>
	<p>議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)」湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により計画の可否について決定を要す。令和元年5月16日提出。議案第8号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」農地中間管理事業の推進に関する法律第19条及び湯沢市農業委員会に対する事務委任に関する規則第2条第1項第14号の規定による農用地利用配分計画の案について、決定を要す。令和元年5月16日提出。</p> <p>議案書20ページから30ページをご覧ください。利用集積計画は33件、面積は254,721.79㎡となっております。貸付理由は経営縮小が30件、農業廃止が3件となっております。次に配分計画案は17件、すべて経営拡張による借り受けとなっております。すべての集積計画及び配分計画の内容は、農業経営基盤強化促進法18条第3項の各要件を満たしていると考えます。使用貸借権設定以外の賃料については、総会資料記載のとおりであり、特に問題はないと思われます。県の配分計画の決定公告は令和元年6月28日となっております。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。集積計画と配分計画案について、何かご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、集積計画について採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p>

議 長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。利用集積計画を計画のとおり決定することと致します。 次に、配分計画案の採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。配分計画案を計画のとおり決定することと致します。 次に、農地中間管理事業（移転）について審議しますので、事務局より説明をお願い致します。</p>
議 長	<p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長</p>
佐藤班長	<p>(議案第 8 号農地中間管理事業配分計画の案（移転）について、朗読説明)</p> <p>議案書 31 ページから 35 ページをご覧ください。農地中間管理事業（移転）、上から 4 段目の配分計画案整理番号 1 号から 5 号と 10 号であります。移転理由は分散錯圃の解消となっております。6 号から 9 号であります。移転理由は法人への集積による経営拡張となっております。配分計画案の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。賃料及び計画の終期については、移転のため変更は無く、総会資料記載のとおりであります。県の配分計画の決定広告は令和元年 6 月 28 日となっております。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。この配分計画案について何かご質問ございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>

議 長	<p>それでは、配分計画案の採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。配分計画案を計画のとおり決定することと致します。</p> <p>次に、議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(高橋主幹、挙手)</p>
議 長	<p>高橋主幹。</p>
高橋主幹	<p>(議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」、朗読説明)</p> <p>議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」1農地法第5条第1項の規定による許可申請書を受理したので、同条第3項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2農地法第5条第3項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第8条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。令和元年5月16日提出。</p> <p>議案書37ページをご覧ください。今月の申請件数は、所有権移転が3件です。</p> <p>初めに、所有権移転申請番号1号、議案付属資料は9ページから18ページをご覧ください。申請内容は現在羽後町に住んでいるが、勤務地への通勤の利便性等を考慮した結果、申請地を取得して住宅を建築するための転用です。申請地は、若葉町106-3、地目は田、面積319㎡であります。湯沢南中学校から北に約0.3km、湯沢市役所から南西に約2.3kmに位置し、東側は道路、西側は水路、南側は宅地、北側は田に接しております。農地区分は、都市計画区域・第1種中高層住宅専用地域となっていることから第3種農地と判断しました。事業計画は、盛り土高0.3m、土量95.7㎡の造成を行い、住宅110.55㎡、通路・雪寄せ場等208.45㎡となっております。事業費は用地取得費4,140,000円、造成・整地経費1,000,000円、建物建設経費25,000,000円、設計費300,000円、測量・</p>

登記経費 200,000 円、合計 30,640,000 円となっております。資金計画は自己資金 5,140,000 円、借入資金 25,500,000 円となっております。被害防除計画については、東側は道路、南側は宅地にすり付け、西・北側は土留め施行を行うとともに、北側の農地を考慮して建物を配置し、隣接地へ被害が及ばないようにすることとしております。汚水・生活雑排水は公共下水道、雨水は自然流下により処理することとしております。申請内容については、特に問題がないものと考えます。なお、平面図にある物置スペースやガレージは今回建築を予定していないことを申し添えます。

次に申請番号 2 号、議案付属資料は 19 ページから 28 ページをご覧ください。申請内容は平成 30 年に取得した宅地に空きスペースが少ないことから、申請地を取得し車の駐車場所を確保するための転用です。申請地は、字前島 60-9、地目は田、面積 66 m²であります。湯沢インターから北東に約 500m、湯沢市役所から北西に 1,400m の大島集落内に位置し、東側は宅地、西側は道路、南側は道路、北側は田に接しております。農地区分は、接する道路に水道管、下水道管が埋設されており、500m 以内に 2 つの医療施設があることから第 3 種農地と判断しました。事業計画は、高さ 0.6m、土量 39.6 m³の造成を行い、車 2 台分 27 m²の駐車場を整備するものです。事業費は用地取得費 500,000 円、造成・整地経費 200,000 円、設計費 100,000 円、測量・登記経費 150,000 円、合計 950,000 円となっております。資金計画は全額自己資金で残高証明により確認しております。被害防除計画については、東側は宅地にすり付け、西・南側は市道にすり付け、北側は法面保護する。汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下により処理することとしております。許可判断として、第 3 種農地であり、申請地周辺に被害が及ぶこともないことから、特に問題はないものと考えます。

次に、申請番号 3 号、議案付属資料は 29 ページから 34 ページをご覧ください。申請は、義父の経営する会社の社員用駐車場の不足していることから、申請地を取得して駐車場を整備し、義父の会社に貸すための転用であります。申請地は倉内字根開 77-1, 78、地目は畑、面積 114 m²あります。湯沢文化会館から北西に約 560m、市立湯沢東小学校から南西に約 1,500m の倉内集落内に位置し、東側は道路、西側は水路、南側は道

	<p>路、北側は宅地に接しております。農地区分は、水道管と下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で、申請地からおおむね500m以内に2以上の医療施設等が存することから第3種農地と判断しました。事業計画は、造成は行わず、砕石を敷いて整地し、6台分75㎡の駐車場を整備するものです。事業費は用地取得費200,000円、造成・整地経費50,000円、測量・登記経費50,000円、合計300,000円となっております。資金計画は全額自己資金となっており、通帳の写しにより確認しております。被害防除計画は特になく、汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下により処理することとしております。許可の判断として、第3種農地であり、申請地周辺に被害が及ぶこともないことから、特に問題はないものと考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ここで、現地確認結果について、2番 宮原 正明 委員から報告願います。</p>
	<p>(2番 宮原 正明 委員、挙手)</p>
議 長	<p>2番 宮原 正明 委員。</p>
2 番	<p>議案第9号の現地確認について報告いたします。</p> <p>4月26日、3番 高橋 郁夫 委員と私の2名、事務局2名とで現地確認をしてまいりました。</p> <p>ただいま事務局より説明がありましたように、申請された案件については、事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用にあたっては特に問題がないものと見てまいりました。報告は以上です。</p>
議 長	<p>議案第9号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、議案第9号について採決を行います。許可相当とすることと、秋田県農業会議に諮問すること及び許可の可否</p>

議 長	<p>判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。異議ないものと認め、議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、許可相当の意見を付して秋田県農業会議に諮問し、答申を受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の可否については、次回の総会で報告いたします。</p> <p>これをもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。</p> <p>(午前9時56分終了)</p>
-----	---

湯沢市農業委員会会議規則第 13 条第 2 項により、会議内容について相違ない
ことを認め署名押印する。

令和元年 5 月 16 日

議 長 半田好廣 

署名委員 13 番 加藤エリ子 

署名委員 14 番 高橋忠雄 